

## 秋田県告示第179号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の変更の認可の告示があったので、同法第66条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年3月31日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
昭和62年建設省告示第177号大館都市計画下水道事業米代川流域下水道（大館処理区）
- 2 施行者の名称  
秋田県
- 3 事務所の所在地
  - （1） 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県建設部下水道課
  - （2） 北秋田市鷹巣字東中岱76番地1 秋田県北秋田地域振興局建設部
- 4 事業地の所在
  - （1） 収用の部分 変更なし
  - （2） 使用の部分 変更なし